

平成19年 5月28日制定 (国空乗第 92号)
令和 2 年12月22日最終改正 (国空航第2715号)

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空身体検査付加検査実施要領

1. 目的

本要領は、航空運送事業者が「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」（平成12年 1月28日付空航第100号・空乗第23号、その後の改正を含む。）（以下「基準」という。）に基づいて60歳以上の航空機乗組員（以下「加齢航空機乗組員」という。）を乗務させる場合において、加齢航空機乗組員が航空身体検査証明に係る検査に加えて受検すべき検査（以下「付加検査」という。）について、その検査方法、判定基準及び実施方法の詳細を定めることを目的とする。

2. 検査項目、実施時期、検査方法等

- (1) 基準 2-1 (7) 及び基準 2-2 (2) ④に規定する付加検査の実施時期及び項目は次のとおりとし、各項目の検査方法等について別紙 1 のとおり定める。

ア. 60歳時に実施する検査項目

- ①医師問診
- ②安静時心電図
- ③血清脂質検査
- ④ホルター心電図
- ⑤トレッドミル負荷心電図
- ⑥心エコー検査
- ⑦頭部MRI検査

イ. 65歳時に実施する検査項目

上記アに規定する検査

- ①脳波検査
- ②冠動脈CT検査
※検査項目②については、上記アのうち④から⑥の検査の結果、いずれかに心筋虚血所見（疑いを含む）が認められた場合に実施する

ウ. 6ヶ月毎に実施する検査項目

- ①医師問診
- ②安静時心電図

エ. 1年毎に実施する検査項目

- ①血清脂質検査

なお、基準 2-2 (2) ④に規定する付加検査を受検しようとする場合は、本要領中「60歳時」を「62歳時」と読み替えてこれを適用する。

- (2) 60歳時に付加検査を受検しようとする者は、前項に定める付加検査の前（1ヶ月以内）に、スクリーニング検査として次に掲げる検査を実施することができるものとし、各検査項目の検査方法等について別紙 2 のとおり定める。①から④の全ての検査において判定基準に適合している場合には当該付加検査を免除する。免除になった場合には、指定航空身体検査医（以下「指定医」という。）は、付加検査の判定結果を航空身体検査付加検査結果通知書（様式-4）により申請者に通知するとともに、航空身体検査付加検査（スクリーニング検査）結果報告書（様式-5）により航空局安全部運航安全課長に報告する。なお、同報告書にスクリーニング検査チェックリスト（様式-6）を添付する。一方、スクリーニング検査を実施した場合、判定基準のいずれかに適合していない場合は付加検査を実施する。

- ① 医師問診
- ② 血清脂質検査
- ③ 安静時心電図
- ④ 血圧検査

3. 付加検査の申請

- (1) 加齢航空機乗組員の乗務を希望する場合は、当該人の航空身体検査の記録（直近のもの）、付加検査データ（航空身体検査指定機関等で取得した別紙 1 に定める検査方法により実施した付加検査のデータをいう。以下同じ。）及びスクリーニング検査データ（航空身体検査指定機関等で取得した別紙 2 に定める検査方法により実施したスクリーニング検査のデータをいう。）を添付した航空身体検査付加検査（スクリーニング検査）申請書（様式-1）を指定医に提出しなければならない。
- (2) (1)において、航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付き合格（航空身体検査マニュアルⅡ-4-3の対象者に限る。）の判定を受けた者（以下「大臣判定条件付き合格者」という。）が加齢航空機乗組員としての乗務を希望する場合には、付加検査の申請に先立ち、付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。

4. 付加検査の実施

- (1) 60歳時及び65歳時に実施する付加検査は、満60歳又は満65歳に達する日から遡ってそれぞれ6月を超えない日から受けることができる。ただし、満60歳に達した日以降、新たに付加検査を受ける場合は、検査実施時の年齢に拘らず60歳時検査を受けなければならない。
- (2) 65歳時に実施する付加検査の判定については、航空身体検査証明及び付加検査の実施実績等を踏まえ、航空身体検査指定機関のうち、航空局により一定の検査判定レベルを有していることが確認された機関が実施することとする。

なお、脳波検査及び循環器関連の検査については、以下のとおり実施し、当該指定機関に在籍する指定医は、これらの検査結果と他の航空身体検査結果を踏まえ、総合的に判定を行うこと。

① 脳波検査について

脳波の検査に当たっては、てんかんのリスクを厳密に判定するため、日本てんかん学会が認定するてんかん専門医が在籍する機関において脳波検査を実施し、検査結果については当該専門医が判読したものを、指定医に提供すること。

② 循環器関連の検査について

65歳時に実施する付加検査における循環器関連の検査については、トレッドミル負荷心電図、ホルター心電図及び心エコー検査の検査結果を適切に判読できる専門医が在籍する機関において精度の高い検査を実施し、当該検査結果のいずれかに心筋虚血所見（疑いを含む）が認められた場合には、同機関において冠動脈CT検査を実施し、その結果を前記専門医が判読したものを、上記検査結果と併せて指定医に提供すること。

- (3) 同項(2)で規定する、65歳時に実施する付加検査の判定を行おうとする航空身体検査指定機関は、65歳時航空身体検査付加検査実施申請書（様式-7）により、航空局に申請すること。

5. 大臣判定条件付き合格者等の取扱い

- (1) 大臣判定条件付き合格者で、引き続き加齢航空機乗組員としての乗務を希望する者は、60歳の誕生日から遡って6か月以内に航空身体検査を受検し、大臣判定の申請を行う。この場合、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する旨を付記し、付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。なお、この際、過去の疾病の記録、乗務制限、スクリーニング検査（当該検査を受検した場合）等に関するデータを提出すること。
- (2) 航空身体検査の結果、新たに航空身体検査基準の一部に適合しなくなった者で、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する者は、指定医の指導のもとに、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する旨を付記して付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。
- (3) 加齢航空機乗組員が大臣判定を申請する場合（上記（1）及び（2）を除く。）は、加齢航空機乗組員としての乗務を行っている旨を付記して申請する。

6. 付加検査結果の判定等

- (1) 付加検査の結果の判定は、指定医が別紙1の判定基準に基づき行う。
- (2) 指定医は、大臣判定時に付加検査の受検が可能と判定された場合においては、付加検査及びスクリーニング検査における当該項目の判定についても、検査時に変化が見られない限り適合とすることができる。
- (3) 指定医は、付加検査の判定結果を航空身体検査付加検査結果通知書（様式－4）により申請者に通知するとともに、航空身体検査付加検査（スクリーニング検査）結果報告書（様式－5）により航空局安全部運航安全課長に報告する。なお、同報告書にスクリーニング検査チェックリスト（様式－6）を添付する。
- (4) 付加検査の結果不合格となった者が加齢航空機乗組員として乗務することについて国土交通大臣の判定を受けようとする場合には、指定医の指導のもとに、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する旨を付記して大臣判定の申請を行うこと。

7. その他

航空運送事業者は、自社の健康管理体制において加齢航空機乗組員の健康状態を把握するとともに、加齢航空機乗組員が身体検査基準に適合しない等心身上の理由により付加検査の更新を行わない場合には、指定医を通じ航空局安全部運航安全課長にその旨報告する。

附則（平成19年5月28日）

1. 本要領は、平成19年5月28日から適用する。
2. 本要領の適用により、「航空身体検査付加検査に係る運用について（平成16年8月25日付国空乗第191号）」は、廃止する。

附則（平成22年4月28日）

1. 本要領は、平成22年4月28日から適用する。

附則（平成23年6月29日）

1. 本要領は、平成23年7月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日）

1. 本要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年11月27日）

1. 本要領は、平成25年12月20日から適用する。

附則（平成27年3月30日）

1. 本要領は、平成27年4月23日から適用する。

附則（平成30年6月12日）

1. 本要領は、平成30年7月17日から適用する。

附則（令和２年12月22日）

この改正通達は、令和３年１月１日から施行する。

付加検査に関する検査方法等について

付加検査項目	検査方法	判定基準
①医師問診	加齢航空機乗組員用医療情報提供書（様式－2）、加齢航空機乗組員用健康調査票（様式－3）及び詳細な現病歴・既往歴の聴取による。	異常所見が無いこと。
②安静時心電図	標準12誘導法により実施する。	航空身体検査マニュアルⅢ－3－2、3－3及び3－8に準ずる。
③血清脂質検査	空腹時採血により血清総コレステロール、中性脂肪、LDL－コレステロール及びHDL－コレステロールを測定する。	血清脂質検査に異常を認めた場合は、重大な動脈硬化性疾患が無いことを確認する。
④ホルター心電図	ホルター心電計を用いて2チャンネルで24時間の連続測定を行う。	航空身体検査マニュアルⅢ－3－8に準ずる。
⑤トレッドミル負荷心電図	運動負荷心電図検査について（平成25年11月27日制定 国航空第688号）による。	運動負荷心電図検査について（平成25年11月27日制定 国航空第688号）による。
⑥心エコー検査	超音波心断層法により実施する。	マニュアルⅢ－3－2、3、4、5、6及び7に準ずる。
⑦頭部MRI検査	頭頂部から延髄（大後頭孔部）までの範囲を、前交連と後交連を結ぶライン（AC－PC line）に平行に、5または6mmスライス厚でおおよそ20枚撮影する。撮像シーケンスはT1強調、T2強調、FLAIR法の3パターンの水平断で行う。	重大な脳萎縮、脳室拡大または脳梗塞巣等の異常所見がないこと。
⑧脳波検査	航空身体検査マニュアル 附録1－1による。	航空身体検査マニュアルⅢ－8－4に準ずる。
⑨冠動脈CT検査	64列以上のMDCT（Multi-detector-rowCT）により実施する。	航空身体検査マニュアルⅢ－3－8に準ずる。
（注）冠動脈CT検査については、上記の④ホルター心電図、⑤トレッドミル負荷心電図、⑥心エコー検査の検査結果のいずれかにに心筋虚血所見（疑いを含む）が認められた場合に実施する		

スクリーニング検査に関する検査方法等について

付加検査項目	検査方法	判定基準
① 医師問診	加齢航空機乗組員用医療情報提供書（様式－2）、加齢航空機乗組員用健康調査票（様式－3）及び詳細な現病歴・既往歴の聴取による。	異常所見が無いこと。
② 血清脂質検査	空腹時採血により、LDL-Cコレステロール及びHDL-Cコレステロールを測定する。なお、脂質異常症を治療するための医薬品を使用している場合は、評価上の注意等について航空身体検査マニュアルに準ずること。	・LDL-Cコレステロール120mg/dL未満かつHDL-Cコレステロール40mg/dL以上であること。
③ 安静時心電図	標準12誘導法により実施する。	航空身体検査マニュアルに定める不適合状態及び別紙3に定める検討項目に異常所見が認められないこと。
④ 血圧検査	降圧薬を使用している場合も含めて、検査上の注意及び評価上の注意等について航空身体検査マニュアルに準ずること。	収縮期血圧130mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg未満であること。

スクリーニング検査における安静時心電図の検討項目

スクリーニング検査における安静時心電図を判読するにあたり、心房細動をはじめとする加齢に伴う心疾患の増加を念頭におき、以下の項目についてより詳細に検討するものとする。

- ①心房細動（発作性を含む）を始めとする調律異常
- ②虚血性心疾患に伴うST-T変化
- ③後天性弁膜疾患や心筋障害に伴う心房・心室負荷の所見

（注）上記①～③を過去の安静時心電図と比較する等、微細な変化（経年的変化を含む）を十分に検討した結果、何らかの心疾患が疑われる場合は本検査を実施すること。

また、安静時心電図の医師記入欄には所見や検討結果を記述しておくこと。

航空身体検査付加検査（スクリーニング検査）申請書

年 月 日

指定航空身体検査医

殿

申請者 氏 名

生 年 月 日 年 月 日

満 年 齢 歳

会 社 名

技 能 証 明 番 号

検 査 開 始 日 年 月 日

下記の検査を受けたいので申請します。

- 申請区分
1. 満 6 0 歳時に実施する検査
 2. 満 6 5 歳時に実施する検査
 3. 6 0 歳を超えて 6 ヶ月・1 年毎に実施する検査

加齢航空機乗組員用医療情報提供書

氏 名

生 年 月 日

技 能 証 明 番 号

BMI

血圧

喫煙 (無、 有 本/日)

直近の航空身体検査等についての情報

内科的側面 (脂質異常症・糖尿病等危険因子に関するコメントも含む)

外科・整形外科的側面

眼科的側面

耳鼻科的側面

精神科的側面

過去6ヶ月間の健康状態について

疲労度・睡眠状況について

薬品使用について

精神面について

その他

総合コメント

年 月 日

医 療 機 関

医 師

加齢航空機乗組員用健康調査票

年 月 日

氏 名
生 年 月 日
技 能 証 明 番 号最近6ヶ月間の、あなたの状況（期間について説明のある場合を除き）について
下記の質問のうち該当する答えを○で囲み、記載してください

1.	最近の身体の具合や体調は普通である	Yes	No
2.	食欲は普通にある	Yes	No
3.	胃・腸の具合（便通ふくむ）が悪いことがある	Yes	No
4.	夜よく眠れない	Yes	No
5.	睡眠中に一時的に息をしていないことを指摘されることがある	Yes	No
6.	朝方は一番気分が良い	Yes	No
7.	疲れやすい、何をしても楽しくない、やる気が出ない	Yes	No
8.	落ち着かず、じっとしていられなかったり、いらいらすることがある	Yes	No
9.	見ている中心が「ぼけたり、変形したり、色づいて」見えることがある	Yes	No
10.	ちらちら、ごみが浮いてみえる	Yes	No
11.	まぶしく感じることが多い	Yes	No
12.	春先や秋口などにくしゃみがよく出たり、鼻閉、鼻汁がでる	Yes	No
13.	以前より聴きにくいと感じる	Yes	No
14.	めまいや耳鳴りを感じる	Yes	No
15.	乗務中に、耳閉感を、時々感じる	Yes	No
16.	のどに異物感を感じる	Yes	No
17.	急に後ろをふりむくと、ふらつくことがある	Yes	No
18.	脳貧血や立ちくらみを時々おこす	Yes	No
19.	関節〔指・手・膝等〕が痛むことがある	Yes	No
20.	腰痛を感じることもある〔乗務制限中、制限なし〕	Yes	No
21.	胸に違和感や痛みを感じることもある	Yes	No
22.	動悸・息切れを感じることもある	Yes	No
23.	酒を飲まないことと寝つけないことが多い	Yes	No
24.	せめて今日だけは酒を飲みたいと思っても、つい飲んでしまうことが多い	Yes	No
25.	過去6ヶ月間に医療機関を受診した	Yes	No
	Yesの場合詳細		
26.	過去1年間に1週間以上の病欠をした	Yes	No
	Yesの場合詳細		
27.	現在常用している薬品がある	Yes	No
	いつから		
	何のために（病名・症状）		
	何を（クスリ名）		
28.	過去6ヶ月間に薬品（点眼薬・点鼻薬・外用薬も含む）を用いた	Yes	No
	いつからいつまで		
	何のために（病名・症状）		
	何を（薬品名）		
	現在は（中止・継続）している		
	現在の状態は（完全に良い・まだ良くない）		
29.	アルコールはどの位飲みますか 毎日 ・ 週／月に（ ）日程度 ・ 飲まない 一回量 ビール（ ）ml ・ 日本酒（ ）合 ・ ワイン（ ）ml ウィスキー（シングルで）（ ）杯 ・ 焼酎（ ）合 その他（ ）		
30.	喫煙をしますか	Yes	No
	Yesの場合 （ ）本／日		

航空身体検査付加検査結果通知書

年 月 日

殿

貴殿から申請のあった下記検査の判定結果を通知します。

記

申 請 日 年 月 日
付 加 検 査 受 検 日 年 月 日

検 査 区 分		判 定 結 果
(1)	満 6 0 歳 時 の 検 査	免除 ・ 合格 ・ 不合格
(2)	満 6 5 歳 時 の 検 査 脳波検査 (実施医療機関：) (判定医名：) ホルター心電図、トレッドミル負荷心電図、心エコー、(冠動脈CT検査) (実施医療機関：) (判定医名：)	合格 ・ 不合格
(3)	6 ヶ 月 ・ 1 年 毎 の 検 査	合格 ・ 不合格
備 考 (不合格の理由)		

年 月 日

航空身体検査指定機関

指定航空身体検査医

航空身体検査付加検査（スクリーニング検査）結果報告書

年 月 日

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 殿

航空身体検査指定機関

指定航空身体検査医

下記 ほか 名に係る検査結果を別添のとおり報告します。

記

スクリーニング検査チェックリスト

氏 名
 生 年 月 日
 技 能 証 明 番 号

スクリーニング検査の結果

	判定基準	検査結果	判定結果
医師問診	異常所見なし		合 格 ・ 不 合 格
血清脂質検査	HDLコレステロール40mg/dl以上		合 格 ・ 不 合 格
	LDLコレステロール120mg/dl未満		合 格 ・ 不 合 格
安静時心電図	航空身体検査マニュアルの不適合状態なし		合 格 ・ 不 合 格
	別紙3に定める異常所見なし		合 格 ・ 不 合 格
血圧検査	収縮期血圧130mmHg未満		合 格 ・ 不 合 格
	拡張期血圧85mmHg未満		合 格 ・ 不 合 格
付加検査			実 施 ・ 免 除

65歳時航空身体検査付加検査実施申請書

年 月 日

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 殿

航空身体検査指定機関

65歳時に実施する航空身体検査付加検査を実施したいので申請します。

記

実 施 機 関	
実 施 指 定 医	
脳 波 検 査 実 施 医 療 機 関 及 び 判 定 医	
循 環 器 関 連 の 検 査 実 施 医 療 機 関 及 び 判 定 医	